

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年5月22日から令和5年6月2日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 農地整備課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受けるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

(1) 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する根拠となる条文のほか、理由の記載がなく、見積りを徴していないものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約規則第24条の3】

イ 長期継続契約に該当する覚書の締結について、財政課の合議を経していないものがあつた。

【決裁規程別表第2】

ウ 故意に分割発注しているものがあつた。

【契約規則第28条第2項】

エ 見積り依頼と異なる条件で提出された見積書を収受しているものがあつた。

【地方自治法第234条第3項】